

## 当会会員の除名について（ご報告）

2024年4月1日

公益社団法人東京社会福祉士会

会長 岡野範子

2023年3月23日（土）に開催しました、公益社団法人東京社会福祉士会 2023年度 臨時総会において、当会定款第5条の2にある倫理綱領の遵守義務に違反した当会会員について、除名の懲戒処分を確定しました。

当会では、成年後見人の活動をする会員に対し、研修受講及び受任状況の報告・組織運営のための負担金納付等を更新要件とし、毎年の審査を通過した者のみを「東京家庭裁判所成年後見人等候補者推薦名簿」の登載者として認めています。

当会は、昨年7月に当該会員が不適切な後見業務を行ったことを把握し、速やかに当会倫理委員会に審査を求めたところ、倫理綱領違反の事実を確認したため、会長が「除名を相当とする旨の処分」を決定しました。その後、理事会による総会議案の決議を経て臨時総会を招集し、このたび懲戒処分が確定したことをご報告いたします。

被後見人等及びその関係者の皆様におかれましては、多大なるご迷惑とご心労をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当会は今後、会員に対し、社会福祉士の倫理綱領・行動規範の遵守の更なる徹底に努め、再発防止に向けた取り組みを強化してまいります。